

只木ゼミ後期第 10 問検察反対尋問レジュメ

文責:4 班

I. 反対尋問

- 5 1. B 説の理由付けにおいて刑法の趣旨との整合性を挙げているが、これは「公務員であった」という法文よりも刑法全体の趣旨を優先させるということなのか。
2. 国土交通大臣を務めた後に厚生労働大臣になった国会議員がいるとして国土交通大臣の職務に関する賄賂を受け取っていた場合、弁護側は事後収賄罪と成立すると考えるのか。
3. 弁護側は本問の検討において、犯人蔵匿罪の保護法益を蔵匿の客体である「罪を犯した者」の解釈で考慮している。これと同様に、本罪の教唆の主体については保護法益は考慮するということはないのか。
- 10 4. 弁護側は責任共犯論ではなく因果的共犯論を採用しているが、責任共犯論のどのような点を批判し採用しないのか。

以上